

## 教育学部生の体罰意識に関する考察 (4)

杉 山 緑

A Study on Consciousness of Educational Students towards Corporal Punishment

by

Ryoku SUGIYAMA

(Received December 1, 1999)

キーワード：体罰禁止規定、児童の権利に関する条約

### I はじめに

11月21日付朝日新聞(朝刊)は、1996年度において体罰による処分等を受けた公立学校教員の数が前年に続いてワースト記録を塗り替えたこと(95年度が298人、96年度は393人)を伝えている。加えて同紙は「体罰は明白な法律違反なので大変残念。処分数が増えたのは、教育委員会が厳正に対処するようになったためだろう。…」とする文部省地方課長の談話を掲載している。「厳正な対処」によって体罰が減少し、その違法性や非教育性についての教員や教育関係者の自覚が深められるならば結構なことだが、そのことに多くを期待できるだろうか。筆者は楽観することができないと考える。なぜなら、「厳正な対処」=処分が歯止めとなるどころか、逆に教育現場が体罰の事実を隠蔽する方向に向かうことも考えられるからである。さらに、体罰問題も含めた子どもの人権の尊重・保障に大きなちからとなるはずの「児童の権利に関する条約」(以下「権利条約」)でさえも批准の際に日本政府の見せた消極的姿勢もあつてか、教育現場には充分には周知されていない状況があるのである。そうした中で現場教員の中には、積極的にではないにしろ体罰を何らかの形で容認・擁護する風潮(たとえばそれを「必要悪」とするなど)が残り続けてきたし、今後もそうであり続ける可能性は大きい。それゆえ、教員養成段階の学生の時期に体罰問題に対するきちんとした理解とその否定・根絶に向けて確固とした姿勢や構えを作り上げておくことがどうしても必要である。一旦現場に出てしまえば、現場における体罰容認の風潮に流されてしまう危険性も大きいからである。そうした養成段階での指導の手がかりを求めるためのささやかな試みとして、筆者はこれまでに教育学部生に対する簡単なアンケート調査を行い、かれらの中にすでに存在する体罰容認傾向がどのように形成されてきたのか、かれらの容認傾向の特徴はどのようなものかなどについて若干の考察を行ってきた。<sup>(1)</sup> 本稿では、通算4度目となるアンケート調査結果をもとに、いま少し詳しい考察を行いたい。

今回は、特に、教職希望とそうでない学生において体罰に対する考え方やスタンス等に違いがあるのか、また体罰問題に関する授業を行う前と後ではどの程度変化が出るのかなどについて検討する。

なお、調査は、まず(1)学生の体罰体験について、(2)体罰に対する考え(体罰禁止規定や「権利条約」に対する知識の有無などを含む)について第1回アンケート(1997年6月)を実施し、その後に体罰問題に関する授業2時間を行った上で、さらに(3)授業を聞いて考えが変わったかを問う第2回目のミニアンケート(7月)を実施した。調査対象学生は、従来通り「生徒指導・教育相談」(3年生対象)受講の小学校教員養成課程(幼児教育および養護学校教員養成課程を含む)134名ならびに「生徒指導・教育相談・進路指導」(同)受講の中学校教員養成課程(総合文化教育課程を含む)の学生たちである。ただし、第2回目のミニアンケートは小学校教員養成課程学生のみである。

(関係のアンケート項目は末尾に掲載している。また本文中の表の下段はすべて%)

## II 体罰に対する学生の意識傾向についての分析考察

### 1 「教職志望」学生と「教職以外志望」学生との比較

#### (1) 体罰に対する関心度

今日、教員養成課程に在籍する学生であっても卒業後の進路として教職を目指すとは限らない学生も少なくない。教職を目指すか否かが体罰に対する意識に関係するのかどうかを見るため、今回調査ではまず「卒業後の進路」についても聞いてみた。

問3 「あなたは卒業後の進路として学校教員を目指していますか？」

- ①学校教員を目指している
- ②教員ではないが、教育関係の仕事を考えている
- ③教育関係以外の仕事を考えている
- ④まだ考えていない
- ⑤その他

表1 卒業後の進路

	①	②	③	④	⑤
男子	20 66.7	2 6.7	3 10.0	4 13.3	1 3.3
女子	92 63.0	18 12.3	17 11.6	16 10.9	3 2.0
全体	112 63.6	20 11.4	20 11.4	20 11.4	4 2.3

結果は表1の通り、教員を目指す学生がもっとも多く112名(63.6%)であり、教員以外の教育関係の仕事を目指しているもの、および教育関係以外を志望みしているものがそれぞれに20名(各11.4%)であった。また、未だ決めかねているものも20名(11.4%)になっている。

問4-1 「あなたは日頃から体罰について関心を持っていますか？」

- ①おおいに持っている
- ②少しは持っている
- ③あまり持っていない
- ④まったく持っていない

表2 体罰に関する関心度

	①	②	③	④
全体	24 13.6	121 68.7	27 15.3	4 2.3

「体罰に関する関心度」は前回調査とほぼ同じ結果が出ている。この「関心度」を教職志望者とそれ以外の者として比較すると、表3のような結果が出た。

①「おおいに持っている」については「教職志望」と「教職以外志望」ではほとんど差異はないが、②「少しは持っている」に関しては後者が60.9%であるのに対して前者が72.3%と「教職志望」学生の方が12ポイント余り高く、逆に③「あまり持っていない」は20.3%に対して13.4%と7ポイントほど低くなっている。「教職志望」学生の方が体罰に対する関心度はやや高いということになる。

表3 進路による関心度の比較

	①	②	③	④
教職志望	15 13.4	81 72.3	15 13.4	1 0.9
教職以外	9 14.1	39 60.9	13 20.3	3 4.7

## (2) 体罰に対する立場

次に進路と体罰に対する考え（立場）には違いが現れるのだろうか？

問4-2 「あなたは学校で体罰が行われることについてどう思いますか？」

- ①おおいにあつてよい
- ②時々ならよい
- ③ないほうがよいと思うが、やむをえない場合にはしかたがない
- ④絶対にあつてはならない
- ⑤わからない

まず、全体の傾向を前回と比較して見ると、ほぼ同様の結果が出ている。ただ、筆者が最初に行った調査（1992年）以降の推移を追うと、④「絶対にあつてはならない」と回答した学生の割合は10.4%から30.0%へと漸次増加してきている。代わりに③の「ないほうがよいと思うが、…」がわずかずつであるが減少してきている。

表4 体罰に対する立場

	①	②	③	④	⑤
今回	0 0.0	7 4.0	106 60.2	51 30.0	12 6.8
前回	1 0.4	7 3.1	136 61.0	64 28.7	15 6.7

これをさらに進路別で見ると表5のようになる。これを見るかぎり、進路の違いによる体罰容認度とはほとんど関係がなさそうである。しかし、見方を変えて考えたとき、教職志望学生とそうでない学生とであまり違いがないということは必ずしも楽観できる事態ではないとも言える。

表5 進路別による体罰に対する立場の比較

	①	②	③	④	⑤
教職志望	0 0.0	4 3.6	66 58.9	33 29.5	9 8.0
教職以外志望	0 0.0	3 4.7	39 60.9	18 28.1	4 6.2

### (3) 体罰に対する立場の根拠

体罰に対していかなる立場を取るかの根拠を問うたのは問4-3であるが、これも全体的には前回までと大きな違いは見られなかった。したがって、全体の集計は今回省略するが、後述する問題と関わるので体罰否定派に関してはどのようになっていたのかだけを取り上げてみたい。なお、否定派はほぼ次の4つの理由に集約されるので、それに限って示す。(複数回答を含む。カッコ内は%)

- ⑨体罰では効果がないと思うから ..... 16名(31.4%)
- ⑩他にも方法があると思うから ..... 36名(70.6%)
- ⑪子どもの人権を侵害することだから ..... 10名(19.6%)
- ⑫その他 ..... 5名(9.8%)

見てわかる通り、⑩「他にも方法があると思うから」(36名、70.6%)がもっとも多く、筆者が毎回注目している⑪「子どもの人権を侵害することだから」を選択した者は僅か10名(19.6%)であり、問4-2で「わからない」を回答した上で⑩を選択していた学生2名を潜在的否定派と仮に見なしてみたとしても割合は変わらない。(ちなみに、全体で見

たときには、⑪の回答率はわずか6.8%である。)

## 2 体罰問題に関わる事項についての知識

### (1) 体罰禁止規定および「権利条約」についての認知度

体罰を禁止した「学校教育法」第11条規定および「権利条約」についての認知の度合いは表6の通りであった。

問5-1 「あなたは学校教育法第11条において体罰が禁止されていることを知っていますか？」

- ①よく知っている
- ②少しは知っている
- ③聞いたことはあるが、詳しくは知らない
- ④知らない

問6-1 「あなたは『児童（子ども）の権利条約』について知っていますか？」

- ①よく知っている
- ②少しなら知っている
- ③聞いたことはあるが、詳しくは知らない
- ④知らない

表6 学校教育法第11条および「権利条約」の認知度

	学校教育法第11条規定				権利条約			
	①	②	③	④	①	②	③	④
全体	47 26.7	58 32.9	46 26.1	25 14.2	2 1.1	38 21.6	101 57.4	35 19.9
教職 志望	31 27.7	38 33.9	26 23.2	17 15.2	2 1.8	25 22.3	6.2 55.3	23 20.5
教職 以外	16 25.0	21 32.8	19 29.7	8 12.5	0 0.0	13 20.3	39 60.9	12 18.7
否定 派	13 25.5	17 33.3	10 19.6	11 21.6	2 3.9	11 21.6	28 54.9	10 19.6

前回調査と比較した場合、学校教育法第11条に関しては選択肢が違っているので単純比較はできないが、前回「知らない」と答えた者が19.3%であったが今回は14.2%と5ポイントほど低下しており、第11条規定についての認知度はわずかだが上昇している。8割以上の学生が第11条規定の存在は知っているということになる。

教職志望学生とそうでない学生との比較においては、①「よく知っている」と答えた学生が前者で27.7%、後方で25.0%とほんのわずかだが教職志望学生の方が高く、しかしまた、②「知らない」と答えた学生もそうでない学生が12.5%であるのに対し、教職志望学生は15.2%とこれもわずかだが高くなっている。

興味深いのは、体罰否定派の学生に関してであり、「知らない」と答えた学生が51名中11名で21.6%と全体等と比較しても高くなっていることである。母数が小さいため断言はできないが、これで見ると、第11条規定を知っているかどうかは体罰を容認するか否定するかに直接的にはつながっていないと見することもできる。この点は、前回調査結果と矛盾するようにも思えるが、今後検討すべき課題である。

「権利条約」についての認知度は前回とかなり違った様相を見せている。前は「よく知っている」「少しなら知っている」と答えた学生が合わせて47.5%であったのに対して今回は22.7%と半減している。その分、「聞いたことはあるが、よくは知らない」が33.6%から57.4%と増加している。「知らない」は前回18.8%、今回19.9%とほぼ変わりはない。今回だけで見ると、教職志望か否か、あるいは否定派か否かの違いによる差異はなかった。前回調査で認知度が高かったのは、大学の授業等で学ぶ機会があったということが考えられたが、後に見るように、「権利条約」について知る機会としては今回も「授業」が大半を占めるにもかかわらず、認知度が低かったのはなぜだろうか？ また、かれらの「権利条約」の内容に関する理解はどの程度のものなのだろうか？ これらについては、後段で検討することとする。

## (2) 体罰禁止規定および「権利条約」の情報源

学校教育法第11条規定および「権利条約」についての情報を学生たちはどのような機会・場で得ているのか。問5-1および問6-1においてとりあえず「知っている」と回答した学生についてまとめてみた。

### 問5-2 「それをどのようにして知りましたか？」(学校教育法第11条について)

- |          |      |
|----------|------|
| ①新聞      | ④授業  |
| ②テレビ・ラジオ | ⑤人の話 |
| ③本・雑誌等   | ⑥その他 |

### 問6-2 「それをどのようにして知りましたか？」(「権利条約」について)

- |          |      |
|----------|------|
| ①新聞      | ④授業  |
| ②テレビ・ラジオ | ⑤人の話 |
| ③本・雑誌等   | ⑥その他 |

表7 体罰禁止規定および「権利条約」の情報源

	①	②	③	④	⑤	⑥	無
学校教育法 (151名)	16 10.6	25 16.5	13 8.6	95 62.9	11 7.3	4 2.6	13 8.6
権利条約 (141名)	9 6.4	22 15.6	20 14.2	89 63.1	16 11.3	4 2.8	5 3.5

(\*複数回答を含む)

学校教育法第11条については今回新たに聞いたものであり、結果は「授業」がもっとも多くて95名(62.9%)であり、以下「テレビ・ラジオ」25名(16.5%)、「新聞」16名(10.6%)と続く。

「権利条約」については前回もまったく同じ設問・選択肢で聞いていた。結果は、今回も前回同様「授業」が89名、63.1%(前は67.9%)と1位であるが、2位は前回は「本・雑誌等」(16.0%)であったのに対し、今回は「テレビ・ラジオ」が22名、15.6%(前回11.0%)に上がっている。認知度に関する結果とも突き合わせた時、第11条規定に関しても「権利条約」に関しても学生たちの主たる情報源は授業ということになる。が、そこから得た知識は必ずしも学生の中に定着はしていないようである。要因としては、学生の授業に対する姿勢・構え、あるいは授業の中での取り上げ方(内容を詳しく説明したか否か等)などが考えられるが、今のところははっきりしない。(ただ、「授業」といっても大学の授業とはかぎらないようで、次に見る問6-3「権利条約に関する理解の内容」の記述において「高校で学んだ」とする学生が数名いた。)

#### (6)「権利条約」に関する学生の理解

学校教育法第11条規定については「よく知っている」「少しは知っている」と回答した学生が合わせて59.6%とほぼ6割はいるのに対して「権利条約」に関しては両者を合わせても22.7%と極めて低い数値が出た。すでに触れたように、前回と比べても半減の状況であるが、さらに「よく知っている」「少しなら知っている」と答えた学生におけるその理解はどの程度のものなのかを探るため、今回は自由記述形式で知っていることを紹介させた。調査を行うに際しては十分に確保したつもりであるが、時間が不足したのかまがりなりにも回答してくれた学生は51名に止まった。「内容は忘れた」あるいは「覚えていない」とする学生は別に13名いた。

回答の大半は1行足らずであり、「子どもには権利があるということ」、「子どもは教育を受ける権利がある」あるいは「子どもは守られなければならない」といった程度であり、まさに存在だけは知っているというレベルである。そうした中で比較的内容にも関わって詳しく述べているものを以下に示す

- ・子どもの人権を保障するもの(就労、就学など)。国際的に認められている。(小・女)
- ・子どもにおける場合の人権や労働のことなどについて決められており、世界各国で採

扱われている。(小・女)

- ・子どもの意見表明権について記されている。日本はなかなか批准しなかった。(院・女)
- ・18才未満の世界中の全ての子どもに保障されている権利。子どもの意見表明権をよく聞きます。(総・女)
- ・子どもを差別や虐待から守るために、国際的に定められたもの。(小・女)
- ・子どもは親の所有物ではなく、子ども本人の人権を尊重すべきである。(小・女)
- ・子どもは年齢が幼くても大人の付属としてや未発達な存在としてではなく、1人の個人としてその権利を尊重されるべきである。(小・女)
- ・子どもたちは養われている身分であるし、力もないし弱い立場だけれど、一人の人間として生きる権利がある。弱い立場だからこそ守ってやらなければならない。(小・女)
- ・子どもは人間として生きる権利・自己決定権を持っている。(中・男)

これらを見るかぎり学生の「知っている」というその内容は極めて断片的であり、「権利条約」が成立してきた歴史的・社会的背景や各条文に込められた理念などに関する総合的な把握・理解はなされていない。また、個々の表面的なことばの理解に止まっている傾向が見られ、尊重され保障されるべき「権利」およびその行使主体としての子どもといった認識が未だ充分ではない。

内容そのものについてではないが、「子どもたちによって考えられた権利で、文章もわかりやすいものになっている。」(小・女)といった回答も3つほどあったが、これはおそらく子ども向けに翻訳されたもののことを指しているのであろう。少なくとも政府訳に関しては決してわかりやすいとは言いがたく、訳語等の上でも検討・改善される必要があるとされる部分も含まれている。<sup>(2)</sup> もしも学生たちの理解の不充分さが翻訳された条文の難解さなどにあるとすれば、こうしたわかりやすい翻訳を教材とすることも考えられてよいかもしれない。

また中に1つ、「子どもたちがこれをたてに取っていて、教師の指導が効果を示さないことがあるという話を聞いた。体罰に対する規制・取り締まりも同時に厳しくなったそうだ。」(小・男)というものもあった。条約によって教育がしにくくなるといった見解は、条約批准前からあったようであるが、そこには明らかに条約の読み誤りや曲解がある。だが、不十分な理解のままに上のような俗説が広まることはもちろん克服されなければならないことであり、とりわけ教職を目指す教育学部生に対しては注意を促す必要がある。

### Ⅲ 体罰に関する授業後の考え方・立場の変容についての分析と考察

#### 1 授業の概要

第1回アンケート後に行った授業の内容は以下の通りである。(前年度に行ったものとはほぼ同じである。)

- 1 体罰禁止規定について(学校教育法第11条、明治12年教育令等)
- 2 体罰の定義について(昭和23年「法務省法務調査意見長官回答」等)



### 3 体罰に対する責任の問題について

- (1) 刑事的責任
- (2) 民事的責任
- (3) 行政的責任

### 4 体罰容認論の問題点

1の「体罰禁止規定」については、明治12年の教育令第46条規定以来、戦後の学校教育法第11条規定まで法令上は一貫して体罰が禁止されていることを紹介した。そして2として、現在「体罰とは何か」を考える際のガイドラインとされる「法務省法務調査意見長官回答」（以下「長官回答」）や判例などをもとに体罰の定義を示した。その際、「長官回答」において体罰が「身体に対する侵害」と規定されていることを強調した。理由は、第一に、一般には体罰は身体的苦痛を与えるものだけで解釈されがちであるが、「身体に対する侵害」とすることで「おでこにシールを貼る」とか「髪を切る」とかいった罰が視野に捕らえられることになるからである。

第二には、精神的苦痛を与える罰の取り扱いの問題からである。体罰否定論を展開する人々の中には、身体的苦痛のみならず精神的苦痛を与える罰も体罰に含めるべきとする意見もある。しかし、精神的苦痛は身体的苦痛以上にその度合いの判断が難しいこと、あるいは精神的苦痛を体罰に含めてしまうと学教法第11条で認められているところの懲戒をも否定してしまうことにつながる危険性もあると考えられるからである。ただし、精神的苦痛の問題は無視できないものであることは充分説明した上で、筆者の個人的見解として述べた。

ただし、上のような「身体に対する侵害」を強調することに対して、筆者は若干の不安を持っていた。というのも、体罰を否定する学生の中にも「げんこつ程度なら体罰にはあたらない」といったレベルで体罰を理解しているものもいる可能性があり、そうした学生が逆に消極的容認論に変わる可能性もあったからである。また、精神的苦痛が極めて重要かつ深刻な問題であることをことわったとはいえ、身体的苦痛と切り離すことでそれが軽視されたり、捨象されることになってしまう危険性もあったのである。このところは授業展開の巧拙でかなり違ってこよう。

3の「体罰に対する責任」では、水戸5中事件や一昨年近畿女子短大付属女子高事件の判例などをもとに、体罰を行った場合の教師が負うべき責任について説明した。その際に、場合によってはその責任が管理・監督責任者である校長や教育委員会などにも及ぶことを付け加えておいた。

4の「体罰容認論の問題点」においては、筆者が行った分類(3)にもとづいて、それらが抱える矛盾・問題点を指摘した。その際、前回の考察で問題とした「悪いこと」=罰という図式の問題点についても留意して論じた。そしてそれらの根底にある問題として「子どもの人権侵害」について最後に強調しておいた。

## 2 授業後の学生の変化

### (2) どのように変わったか

小学校課程の学生に対して以上のような授業を行った後、体罰に対する考えが変わったかどうかを訊ねるミニアンケートを実施した。なお、欠席者などもあって第1回アンケー

ト時より回答者は若干少なくなっている。(第2回目は125名)

問1「講義を聞いて体罰に対する考えが変わりましたか？」

- |          |      |            |
|----------|------|------------|
| ①変わった    | ………… | 45名(36.0%) |
| ②変わらなかった | ………… | 80名(64.0%) |

おおよそ3分の1の学生が「変わった」と回答している。

さらに、「変わった」と答えた学生に対しては、どの立場から何に変わったのか、またその「理由」の変化についても回答させた。(○数字はⅡの1の(2)、つまり第1回アンケート問4-2に対応している。)

結果、複数になったのは以下の3パターンのみである。

- |       |    |            |
|-------|----|------------|
| ③から④へ | …… | 27名(60.0%) |
| ③から⑤へ | …… | 7名(15.5%)  |
| ②から④へ | …… | 3名(6.7%)   |

他には②から③へ、②から⑤へなど1名ずつであった。ほとんどが容認派から否定派ないし「わからない」へと変化したものだったが、1名だけ②「絶対にあってはならない」から③「ないほうがよいと思うが、やむをえない場合にはしかたがない」に変わったもの(男)がいた。かれの場合、否定派から消極的容認派に変えさせた要因が何であるかははっきりしない。問3の感想(自由記述)では「程度をこえた体罰は暴力になると思う」とだけ記述しているが、「程度」を持ち出してきていることから推測すれば、前述の「身体に対する侵害」の強調がマイナスに働いた例かもしれない。

## (2) 否定派へ変わった根拠等について

容認派あるいは「わからない」から「絶対にあってはならない」に変わった学生は全部で32名であり、考えが変わった学生の71.1%に達する。また容認派から「わからない」に変わった学生も8名(17.8%)おり、さらに第1回アンケートで否定派だった学生はほぼ全員考えを変えていないことも考慮すれば、授業は一定程度有効であったと見なすこともできなくはない。しかしまだ、どのような要因によって否定する立場に変わったのかなどを見てみないことには即断はできない。上述のように否定派から容認派へ容易に変わることもあるからである。

そこでまず、変わった「理由」について否定派に変わった32名に限って見てみることにする。第1回目アンケートの問4-3と同じものを提示して何から何へと変わったかを回答させた。否定派の立場としては⑨「体罰では効果がないと思うから」、⑩「他にも方法があると思うから」、⑪「子どもの人権を侵害することだから」に加えて⑫「その他」が選択されることになるはずである。結果もそのように出ている。内訳は以下の通り。(複数回答を含む)

- |      |      |     |      |      |    |
|------|------|-----|------|------|----|
| ⑨を選択 | ………… | 2名  | ⑪を選択 | ………… | 8名 |
| ⑩を選択 | ………… | 20名 | ⑫を選択 | ………… | 3名 |

おおよそ3分の2の20名は⑩「他にも方法がある…」を選択しており、⑪「子どもの人権…」が8名と続く。本考察では取り上げなかったが、第1回アンケートでも同じ傾向であった。したがって、体罰否定の理由としては、多くは「他にも方法がある……」が主たる理由となるようだ。しかし、この理由ではまだ「体罰をしない」ないし「なくす」という確信や構えにつながるものとしては弱い。

たとえば、授業後の感想に次のようなものがある。

- ・体罰ではない他の方法はあるのだろうかとし疑問を持った。子どもに接することが少なく、子どもを持つ親になったことがないのでわからないが、どのような時、どのような体罰が行われるのか知りたいと思った。(女)
- ・子どもに人権があることもわかるし絶対迫害してはいけないと思うが、言葉だけの説得も難しいと思う。体罰禁止が単なるきれいごとにならないように考えていかなければならないと思う。(女)

いずれも容認派から否定派に変わった学生のものであるが、体罰無しの具体的な方法のイメージが持てないところから不安を持ったり、多分に心がけ主義的な言葉による方法といったイメージ以上のものを考えきれないようである。未だ実践の場にいるわけではないので当然と言えば当然のことだが、何らかのかたちで具体的なイメージを持たせる指導を行わなければ、こうした否定派の学生たちは実践の場で再び容認派に容易に変わりうる。体罰は、外見上、効果があり、それも即効性がある方法のように見えやすい。しかも、容認派がしばしば持ち出す「叩かれて目が覚めた」「反省した」といった経験が拍車をかける。したがって、理論的にも実践的にも体罰に替わる有効な方法について知らしめなければならぬだろう。

また、体罰のない教育を実践できる教師となるためには、子どもの人権に対するしっかりと認識させておく必要がある。その際、子どもを単なる庇護・保護の対象と見なすのではなく、権利行使の主体として受けとめることが大切である。その意味で、「意見表明権」など、従来の子どもの権利に関する宣言などにおいて未成熟だった部分からさらに踏み込んだ条文を含み持つ「児童の権利に関する条約」などは優れた教材となりうる。しかし、その前提として、学生自身が自らの権利・人権を自覚し、その保障と実現に取り組む主体性を確立することが必要となる。だが、体罰体験一つを取ってみても、これまでの生活の中であれらがそれを現実のものにする機会に恵まれてきたとは言い難いし、そうであるがゆえに、かれらにその意識を喚起することは簡単ではないかもしれない。教員養成における最大の課題の一つである。

#### 注.

- (1) 『山口大学教育学部附属教育実践研究指導センター紀要』第4号(1994年)、第5号(1995年)および第8号(1996年)所収の拙論を参照されたい。
- (2) 子ども向けのものとしては数種あるが、たとえば、名取弘文編『こどものけんりー「子どもの権利条約」子ども語訳』雲母書房、1996年。などは、子どもによる訳によって構成されており、興味深い。

また、政府訳の問題について考える場合、英文と政府訳、国際教育法研究会訳が比較できるようになっている『季刊・教育法』エイデル研究所、1994年、6月臨時増刊号、などが参考になる。

- (3) 容認論の分類について詳しくは、前掲『山口大学教育学部附属教育実践研究指導センター紀要』第4号の拙論を参照のこと。

第1回アンケート

II 体罰についてあなたの考えを教えてください。

問3 「あなたは卒業後の進路として学校教員を目指していますか？」

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 1 学校教員を目指している     | 2 教員ではないが教育関係の仕事を考えている |
| 3 教育関係以外の仕事を考えている | 4 まだ考えていない             |
| 5 その他( )          |                        |

問4-1 「あなたは日頃から体罰問題について関心を持っていますか。？」

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1 おおいに持っている | 2 少しは持っている   |
| 3 あまり持っていない | 4 まったく持っていない |

問4-2 「あなたは学校で体罰が行われることについてどう思いますか？」

- 1 おおいにあってよい
- 2 時々ならよい
- 3 ないほうがよいと思うが、やむをえない場合にはしかたがない
- 4 絶対にあってはならない
- 5 わからない

問4-3 「それはなぜですか？」

- 1 体罰もよい方法だと思うから
- 2 口で言ってもわからない時には体で教えることも必要だから
- 3 その子のことを本気で考えているなら許されると思うから
- 4 悪いことをした時には当然だから
- 5 子どもが悪いことをしたと納得していれば体罰も効果があると思うから
- 6 体罰なしに指導することは難しいと思うから
- 7 甘やかしてはいけないから
- 8 程度さえ考えればよいと思うから
- 9 体罰では効果がないと思うから
- 10 他にも方法があると思うから
- 11 子どもの人権を侵害することだから
- 12 その他( )

問5-1 「あなたは学校教育法第11条において体罰が禁止されていることを知っていますか？」

- 1 よく知っている
- 2 少しは知っている
- 3 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
- 4 知らない

問5-2 「それをどのようにして知りましたか？」 (問5-1で1、2に○をつけた人だけ答えて下さい。)

- |      |           |          |
|------|-----------|----------|
| 1 新聞 | 2 テレビ・ラジオ | 3 本・雑誌等  |
| 4 授業 | 5 人の話     | 6 その他( ) |

問6-1 「あなたは『児童(子ども)の権利条約』について知っていますか？」

- 1 よく知っている
- 2 少しなら知っている
- 3 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
- 4 知らない

問6-2 「それをどのようにして知りましたか？」 (問6-1で1、2、3に○をつけた人だけ答えて下さい。)

- |      |           |          |
|------|-----------|----------|
| 1 新聞 | 2 テレビ・ラジオ | 3 本・雑誌等  |
| 4 授業 | 5 人の話     | 6 その他( ) |

問6-3 「『児童(子ども)の権利条約』について知っていることを簡単に紹介して下さい。」

問7 「学校教育における体罰問題について何かご意見がありましたらお聞かせ下さい。」

以上です。ご協力ありがとうございました。

第2回アンケート

体罰に関するアンケート（その2）

課(塾)	( )	性別	男・女	年
------	-----	----	-----	---

体罰に関する講義を聞いて、あなたの考えが変わったかどうか教えてください。

問1 「講義を聞いて体罰に対する考えが変わりましたか？」

- 1 変わった                      2 変わらなかった

問2 は、問1で1に○をつけた方のみ答えて下さい。

問2 「最初のアンケートの中に次の2つの問がありましたが、それについて何から何に変わったかを□の中に書いて下さい。」

問 「あなたは学校で体罰が行われることについてどう思いますか？」

- 選択肢 1 おおいにあってよい  
2 時々ならあってよい  
3 ないほうがよいと思うが、やむをえない場合にはしかたがない  
4 絶対にあってはならない  
5 わからない

から  へ変わった。

問 「それはなぜですか？」

- 選択肢 1 体罰もよい方法だと思うから  
2 □で言ってもわからない時には体で教えることも必要だから  
3 その子のことを本気で考えているなら許されると思うから  
4 悪いことをした時には当然だから  
5 子どもが悪いことをしたと納得していれば体罰も効果があると思うから  
6 体罰なしに指導することは難しいと思うから  
7 甘やかしてはいけないから  
8 程度さえ考えればよいと思うから  
9 体罰では効果がないと思うから  
10 他にも方法があると思うから  
11 子どもの人権を侵害することだから  
12 その他

から  へ変わった。

問3 「講義を聞いて考えたこと、感想などがありましたらお書き下さい。」

以上です。ご協力ありがとうございました。